

議案第67号

目黒区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例の一部を改正する条例

目黒区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例（平成27年3月目黒区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条の表1の項中「第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（説明） 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）が施行されることに伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案		現 行 条 例	
<p>(職員の基準及び員数)</p> <p>第4条 1の地域包括支援センターが置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数以上とする。</p>		<p>(職員の基準及び員数)</p> <p>第4条 1の地域包括支援センターが置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数以上とする。</p>	
担当する区域における 第1号被保険者の数	常勤の職員の員数	担当する区域における 第1号被保険者の数	常勤の職員の員数
1	<p>(現行に同じ。)</p> <p>1・2 (現行に同じ。)</p> <p>3 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人</p>	1	<p>(省略)</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>3 主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人</p>
(現行に同じ。)		(省略)	